



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長 藤 田 博 久
(コード番号 8 7 1 4 東証第 1 部)
問合せ先 企画部長 入 江 努
(TEL 0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

第 1 回第七種優先株式の普通株式を対価とする取得条項における 下限取得価額の調整に関するお知らせ

当社発行の第 1 回第七種優先株式につきましては、発行要項において、平成 27 年 3 月 31 日（一斉取得日）に普通株式を対価として、第 1 回第七種優先株式の全てを取得する旨（取得条項）を定めておりますが、当該取得条項における下限取得価額を、下記のとおり調整することとなりましたので、お知らせします。

記

1. 第 1 回第七種優先株式の下限取得価額の調整

調整後下限取得価額：464 円（調整前下限取得価額：466 円）

2. 適用日

平成 27 年 5 月 27 日以降

3. 調整事由

平成 27 年 4 月 10 日付プレスリリース「新株式発行及び株式売出し（普通株式）並びに新株式発行（普通株式）に係る発行登録の取下げに関するお知らせ」、平成 27 年 4 月 21 日付プレスリリース「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」及び平成 27 年 5 月 22 日付プレスリリース「第三者割当増資（普通株式）における発行株式数の確定に関するお知らせ」に記載のとおり、公募による新株式発行（一般募集）及び株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議した第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）を行ったことにより、第 1 回第七種優先株式発行要項第 13 項 (3) 下限取得価額の調整 イ. (A) に該当するため。

以 上

ご注意: この文書は、当社の第 1 回第七種優先株式の下限取得価額の調整に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。